

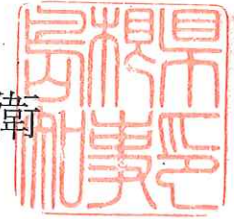


土総第13号の17  
平成30年9月28日

(有) 山根建設

代表取締役  
山根 英利 様

島根県知事 溝口 善兵衛  
(土木部土木総務課)  
特定建設業の許可について (通知)



平成30年 8月21日付けで申請のあった特定建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、  
通知する。

記

許可番号	島根県知事 許可(特-30) 第 134号
許可の有効期間	平成30年9月28日から平成35年9月27日まで
建設業の種類	

土木工事業  
大工工事業  
とび・土工工事業  
屋根工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
舗装工事業  
板金工事業  
塗装工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業  
解体工事業

建築工事業  
左官工事業  
石工事業  
管工事業  
鋼構造物工事業  
しゅんせつ工事業  
ガラス工事業  
防水工事業  
造園工事業  
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年8月28日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)